

父子家庭のニーズの動向に関する研究

— 地方自治体における実態調査の分析(その1) —

研究第9部 川 西 康 裕

I はじめに

小論では、昭和57年2月までに厚生省児童家庭局企画課で収集した、地方自治体における父子家庭(世帯)実態調査計36を、各調査間の差異を前提としながら、各調査におおむね共通の主要な事項について、分析する。

II 分析の前提

分析の前提として、つぎの諸点において、各調査のあいだに相違があることを認識しておく必要がある。

- ① 調査地域
- ② 調査名
- ③ 調査時点
- ④ 調査主体
- ⑤ 調査機関
- ⑥ 調査方法
- ⑦ 調査対象の定義
- ⑧ 調査票の構成

これらのうち③調査時点、⑥調査方法、⑦調査対象の定義、⑧調査票の構成における相違には、分析の際、とりわけ注意を払わなければならない。

本章では、上の①調査地域～⑦調査対象の定義の相違について概観する。⑧調査票の構成については、次章「分析」において各調査票の共通項目を列挙するが、その相違の分析は別に稿をたてて論じることとする。

1. 調査地域、調査名、調査時点、調査主体、調査機関、調査方法について

まず、表1により、調査地域、調査名、調査時点、調査主体、調査機関を一覧する。なお、この一覧表は小論の取り扱う資料リストの役割をも果している。

調査地域は地図の上に黒くふちどりをして、改めて表示したので、該当する31都府県は一目瞭然である(図1)。各地域の上にある数字は調査実施年を示しており、異なった年次の調査報告を入手している地域には、調査の数だけ数字を記入してある。福島、神奈川、広島、佐

賀、大分の5県については各々2つの報告を得ているために、小論では、合計36調査の分析を課題とするのである(表1の番号参照)。

調査名により、父子家庭のみを対象とした調査であるか否かが知られる。秋田、福島(51年)、茨城、神奈川、長野、静岡、京都、大阪、和歌山、鳥取、島根、広島(50、55年)、香川、愛媛、高知、佐賀(49、50年)、の計16府県では、父子家庭のみを対象とした調査が実施されているが、その他ほとんどすべての都県においては、母子、寡婦家庭、両親のいない子どもの家庭等と父子家庭が、ともに調査対象とされている(しかしたとえば、54年福島調査はさらに広範囲の対象のなかに父子家庭を含んでおり、各調査の全体的性格に留意する必要性を示唆している)。ここでは、いずれの調査においても、父子家庭を対象とした部分のみ分析する。調査名において、「家庭」と「世帯」の呼称を厳密に区別して使用している調査は少なく、おおむね「家庭」=「世帯」(住居と生計をともにしているものの集まり)と理解されているようであるが、用語をより正確に用いようとするれば、この点の吟味が必要と思われる。小論では、便宜上、各調査の使用例にならうこととし、用語の統一はしない。

調査時点の差違は重要である。42年の京都府調査から56年の大阪府調査までに、約15年間の隔たりがあり、この間の各地の調査状況を年毎に整理しなおしたものが、表2である。ここに収集した調査の範囲では、昭和52年をピークとして前後4年ほどの間に活発に実施されていることが分る。調査結果の比較には、調査時点の隔たりが互いに小さいもの同志(たとえば同一年度に実施されたもの)を用い、隔たりの大きいものを除外するのが適当と考えられるが、小論では、この時間差を念頭におきながらも、あえてすべての調査を、同一事項について、分析比較の対象とする。

調査主体については県社会福祉協議会、県民生児童委員協議会等が主体となっているわずかの調査(山形、福井、京都、奈良、広島(50年)、香川、佐賀(49、50)の計8調査)と不明のものを除けば、都府県の民生主管課主体の調査が断然多い(委託、共催を含む)。なお、49年

表1 父子家庭(世帯)実態調査一覧

No.	調査地域	調査名	調査時点	調査主体	調査機関	調査方法 (上段 名簿作成 下段 調査票記入)
1	秋田県	父子世帯実態調査	53. 8. 1	県	民生児童委員(以下民生委)、市町村主管課、県福祉事務所	市町村, 名簿作成 民生委, 全数訪問面接
2	山形県	遺児家庭等実態調査	48. 8.20	県民児協 県社協	民生委, 市町村民児協, 市町村社協, 県社協	民生委, 全数訪問面接
3	福島県	父子家庭の実態調査	51. 6. 1	県	県厚生部, 市町村, 民生委	民生委, 全数訪問留置
4	福島県	福島県社会福祉総合 動態調査	54.11. 1	県, 市町村	民生委, 市町村, 県福祉事務所	市町村, 名簿作成(民生委, 福祉事務所と協議) 民生委, 全数訪問面接
5	茨城県	茨城県父子世帯の実 態調査	52. 9. 1	県(県社協 に委託)	県社協, 市町村民児協, 民生委	民生委, 訪問面接
6	栃木県	遺児実態調査	51. 8. 1	県, 県民生 委員連合会	福祉事務所, 市町村民 児協, 市町村, 民生委	住民基本台帳より名簿作成 民生委, 訪問面接
7	群馬県	母子世帯等実態調査	51.11. 1	県社協, 県 民児協, 郡 市町村社協	民生委(福祉事務所, 市町村等の協力をえる)	民生委, 全数訪問面接
8	東京都	母子・父子世帯生活 実態調査	53. 7.20	都	都民生局総務部企画課 知事任命調査員	国勢調査地区より無作為抽出 住民基本台帳より無作為抽出 知事任命調査員訪問面接他計式
9	神奈川県	母子及び父子世帯の 生活実態調査	49. 8. 1	神奈川県, 川崎市	県民生部, 川崎市民生 局, 社会調査研究会	住基台帳を基に民生委等が検討 して名簿作成 主として民生委, 全数訪問留置 一部面接
10	神奈川県	父子家庭実態調査	54. 6. 1	県(横浜市, 川崎市を除く)	県民生部, 市県福祉事 務所, 民生委	市県福祉事務所長が住基台帳を 基に名簿作成 民生委, 訪問留置
11	新潟県	母子・父子世帯等の 実態調査	52. 8. 1	県	市町村	市町村, 住基台帳を基に名簿作成 民生委, 全数訪問面接
12	石川県	母子・父子世帯の実 態調べ	52. 6. 1	県(県社協 に委託)	県社協, 市町村社協	地区社協, 名簿作成 民生委, 全数訪問面接
13	福井県	遺児世帯の実態調査	51. 5. 1	県社協	市町村民児協, 市町村 社協	
14	長野県	父子家庭実態調査	51.12.20	県		訪問面接
15	静岡県	父子家庭生活実態調 査	53. 8. 1			民生委, 訪問面接
16	京都府	母親のいない家庭調 査	42.11. 1	府民児協	府民児協	民生委, 訪問面接
17	大阪府	大阪府父子家庭実態 調査	56. 9.20	府	大阪府父子問題研究会 市町村民児協	民生委, 名簿作成 名簿より約1/2抽出, 民生委, 訪 問面接
18	兵庫県	母子世帯・父子世帯 の生活実態調査	50. 8. 1	県	県, 市福祉事務所	福祉事務所長, 住基台帳に基き 名簿作成 福祉事務所長, 選任の調査員, 全数訪問面接

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表1 つづき

No	調査地域	調 査 名	調査時点	調査主体	調 査 機 関	調査方法 (上段 名簿作成 下段 調査票記入)
19	奈良県	父子家庭および両親 のない家庭の生活実 態調査	52. 3. 1	県民生児童 委員連合会	市町村民児協、県民生 委員連合会	民生委、訪問面接
20	和歌山県	父子家庭実態調査	55. 8. 1	県、県社協	市町村民児協、市町村 協力	民生委、訪問面接
21	鳥取県	父子家庭の生活実態 調査	51.10. 1	県、県民児 協	県民生部、福祉事務所、 地域民児協	民生委、全数訪問面接
22	島根県	島根県父子世帯実態 調査	53. 8. 1	県	隠岐支庁福祉部、県市 福祉事務所	児童福祉関係職員、民生委、全 数訪問面接
23	広島県	父子家庭の生活実態 調査	50. 7. 1	県民児協	県民児協	民生委、全数訪問面接
24	広島県	広島県父子家庭実態 調査	55. 7. 1	県	社会開発統計研究所、 県福祉事務所（市町村 民生委協力）	県福祉事務所長が名簿作成 郵送
25	山口県	昭和52年山口県母子 世帯・父子世帯等実 態調査	52. 6. 1	県	市町村、母子福祉連合 会、県	市町村が住基台帳を基に作成 知事の委嘱を受けた母子福祉会 員が訪問面接
26	徳島県	昭和53年徳島県母子 世帯等実態調査	53. 7. 1	県	県、市町村、徳島県未亡 人会連合会、県社協、県 民児協、市町村社協、市 町村民児協	市町村が住基台帳を基に作成 知事の委嘱を受けた調査員、訪 問面接
27	香川県	父子家庭実態調査	50.12. 1	県民児協、 県社協	民生委	民生委、手元資料の活用、聞き 合せ、訪問面接
28	愛媛県	愛媛県父子家庭生活 実態調査	53. 7.10	県	市町村	50年国勢調査該当世帯から300 世帯無作為抽出 市町村長の委嘱を受けた調査員、 訪問面接
29	高知県	高知県父子世帯実態 調査	55. 8. 1	県	県（市町村協力）	市町村母子相談員、全数訪問面 接
30	佐賀県	佐賀県父子世帯実態 調査	49. 8. 1	県民児協、 県社協	県民児協、市町村民児 協	民生委、訪問留置
31	佐賀県	父子世帯実態追跡調 査	50.10. 1	県民児協、 県社協	県民児協、市町村民児 協	民生委、訪問留置
32	長崎県	母子・寡婦・父子世 帯実態調査	52.10. 1	県、県民児 協	県、県民児協	民生委、訪問面接
33	大分県	母子世帯等実態調査	52. 8. 1	県	県、県社協、県母子福 祉連合会	民生委、全数調査
34	大分県	母子世帯等実態調査	55. 8. 1	県	県、市町村、県民児協、 県母子福祉連合会	市町村が住基台帳を基に名簿作 成 知事の任命を受けた調査員、訪 問面接
35	宮崎県	昭和52年母子・寡婦・ 父子世帯生活実態調 査	52. 7. 1	県	県、市町村、民生委	市町村、住基台帳を基に名簿作 成 民生委、訪問面接（母子寮は施 設長）
36	鹿児島県	父子世帯の実態（該 当調査部分のみ抜す い）	50. (月日不詳)			

図1 調査地域

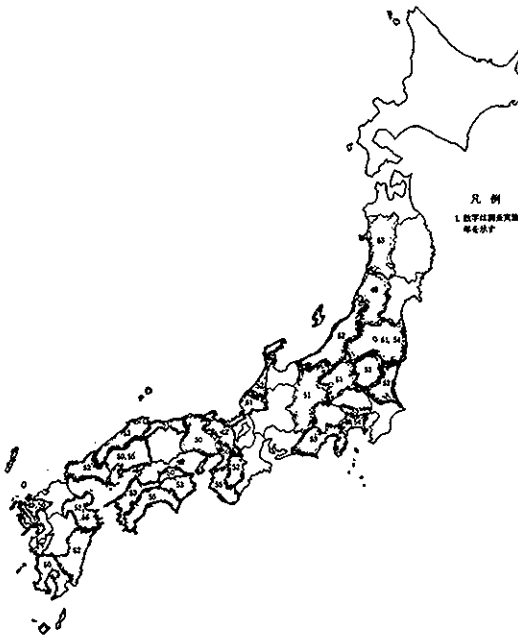


表2 年次別調査地域

年	調 査 地 域	計
42	京都	1
48	山形	1
49	神奈川、佐賀	2
50	兵庫、広島、香川、佐賀、鹿児島	5
51	福島、栃木、群馬、福井、長野、鳥取	6
52	茨城、新潟、石川、奈良、山口、長崎、大分、宮崎	8
53	秋田、東京、静岡、島根、徳島、愛媛	6
54	福島、神奈川	2
55	和歌山、広島、高知、大分	4
56	大阪	1

神奈川県調査は指定都市川崎市と共催であり、調査地域に広がりをもたせている点に注目しておきたい。

調査機関はさまざまに記述されているが、県民生主管課が主として企画、分析を引き受け、残る過程を、市町村民生主管課、県・市福祉事務所、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、母子福祉連合会等が分担協力している例が多い。東京、神奈川(49、54年)、大阪の各調査は、学識経験者が指導しており、広島(55年)調査は民間の調査機関に依頼して、各々ユニークな調査とい

える。

調査方法の要点は、対象者名簿作成、全数調査と抽出調査の選択、調査票の作成、記入にある。このうち調査票の作成は企画段階で行なわれることが多く、その作成過程は明らかでない。対象者名簿作成についても詳しくふれている調査は少ない。明らかにされているもののなかでは、市町村もしくは福祉事務所が住民基本台帳にもとづき作成するものが比較的多いが(栃木、神奈川(54年)、新潟、兵庫、山口、徳島、大分、宮崎など)、さらに民生委員等の検討が加えられたものであれば、より正確なものとなる(たとえば54年福島、49年神奈川)。

全数調査と抽出調査の別では、圧倒的に全数調査が多く、抽出調査と明記されているのは、対象者数の多い東京、大阪と、愛媛だけである。

調査票の記入については、調査員による個別訪問面接聞取調査が大多数であり、留置したと明記してあるのは51年福島、49年神奈川、49、50年佐賀調査であって、郵送によるものは、55年広島調査のみである。大半の調査で、調査員には民生委員が活用されている。市町村母子相談員が聞取にあたった高知調査、母子福祉会員が活用された山口調査、また、民生委員のほかに児童福祉関係職員を起用した島根調査は例外といえる。このほか、知事、市町村長、福祉事務所の長官の任命もしくは委嘱を受けた調査員が当たっている例もみられるが(東京、兵庫、徳島、愛媛、大分)、これらのばあいも、報告書の記述をやや注意深く読みとれば、民生委員への委嘱が最も多いと推量できる。

2. 調査対象の定義について

これまで、「父子家庭(世帯)」ということばを共通の了解事項のように用いてきたけれども、実は、小論で取り扱う各調査において、この用語の示す意味内容が、ある部面では明確に、また他の部面では微妙に違い違っており、調査結果を相互に比較するばあい(出現率をはじめとして大半の調査項目について比較するばあい)、この調査対象の定義の相違は、最もやっかいな問題のひとつとなる。表3は、調査実施年順に各調査における「父子家庭(世帯)」の定義を列挙したものであるが(ただし、定義不明の50年鹿児島調査を除く、したがって計35)、微妙な相違を含むと、35調査のうちに30通りの定義が存在していることが明らかになった。

各々の定義のあいだで比較的明確な相違を示す諸点はつぎのとおりである。

- ① 子どもの年令を調査日現在で満20歳未満とするか、18歳未満とするか
- ② 父と子の別居を認めるか、否か(たとえば、児童

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表 3 父子家庭（世帯）の定義一覧（調査実施年順）

調査地域 (実施年)	父 子 家 庭 (世 帯) の 定 義
京 都 (42)	京都府に居住する満18歳未満の児童のいる世帯で母親のいない家庭とする。 註 (1) この調査では一世帯を一家庭とした。 (2) 母親のいない家庭には、母はいるが長期療養中などの場合は実際には母がいないのと同じ立場にあると考えられるので、これを含めることにした。 (3) 母のいない家庭で、児童が福祉施設などに収容されていて、現在家庭にはいないが、本来家庭に在るべきものであるから、調査対象の家庭とした。
山 形 (48)	父子家庭の範囲は20歳未満の児童と実父又は養父のみの同居世帯とする。 遺児家庭の定義は「父又は母、並びに父母ともに欠損し、その子どもが残されている状態」をいう。この遺児家庭のうち父子家庭に該当するものは、 (1) 母死亡の家庭 (2) 母の所在が不明であるため、その扶養を受けることができなくなってから1年以上経過したもの。但し、船舶等の遭難等により死亡が推定される場合は、その事実が発生してから3ヶ月以上経過したもの (3) 母が心身の障害により、過去1年以上労働不能の状態にあったもので今後引き続き1年以上同様の状態が継続すると認められるもの 但し、次の各一に該当するときは1年を経過しなくとも該当するものとする。 ① 身体障害者手帳2級以上のもの ② 厚生年金保険法による1級又は2級障害年金受給者 ③ 国家公務員共済組合法による1級又は2級障害年金受給者 ④ 国民年金法による1級障害年金又は障害福祉年金受給者 ⑤ 児童扶養手当法第4条第3号に該当する母 ⑥ 前各号に準ずる公的年金、給付金受給者 (4) 母から遺棄され、その扶養が行われなくなってから1年以上放置されているもの (5) 母が現在まで引き続き1年以上拘禁されており、その状態が更に1年以上継続すると認められる状態
神 奈 川 (49)	現に児童を扶養している配偶者のない男子（生別・死別を問わない）とその扶養している児童1人以上からなる世帯
佐 賀 (49)	次に掲げる男子が20歳未満の子を扶養しており、生計の中心となって構成する世帯（両親等と同居している場合を含む） (1) 配偶者と死別した男子で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）をしていないもの (2) 児童の母と婚姻を解消した男子で現に婚姻していないもの (3) 配偶者の生死が1年以上明らかでないもの (4) 配偶者から1年以上遺棄されているもの (5) 配偶者が心身障害等により1年以上児童を養育していないもの (6) 配偶者が1年以上拘禁されているもの
兵 庫 (50)	配偶者のいない父とその子（20歳未満で独身のもの）によって構成される世帯。 配偶者のいない状態は、次のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 死亡 (2) 離婚 (3) 生死が明らかでないこと (4) 遺棄されていること (5) 心身の障害により長期にわたって労働能力を失っていること (6) 法令により長期にわたって拘禁されていること (7) 未婚の父

表3 つづき

調査地域 (実施年)	父 子 家 庭 (世 帯) の 定 義
広島 (50)	父子世帯とは、20歳未満の児童と実父又は養継父との同居世帯とする。従って児童の祖父母、伯叔父母その他同居も該当世帯とする。 母がある場合でも次の場合は調査対象とする。 (1) 実母又は養継母が心身障害により過去1年以上労働不能(家事も含む)の状態にあり今後も引続き1年以上同様の状態が続くと認められるもの (2) 実母又は養継母が1年以上拘禁されており今後もさらに1年以上継続すると認められる場合
香川 (50)	(1) 18歳未満の児童と父(実父又は養継父)の世帯とする (2) 次の世帯は対象に含めるものとする ① 一時的に親せきなどで面倒を見てもらっている場合 ② 父と子と祖父母(又はそのいずれか)が同居している場合 ③ 祖父と孫のみが同居している場合
佐賀 (50)	佐賀(49)に同じ
福島 (51)	父子家庭とは、配偶者の欠けた男子と現にその扶養をうけている児童で構成している家庭をいう
栃木 (51)	この調査の対象は、県内に居住する18歳未満の遺児とその遺児の属する世帯とする。 この調査による遺児とは、次の者をいう。 (1) 両親又は片親(生後引続き実親以外の保護者に養育されている児童はその保護者)が死亡した児童 (2) 両親又は片親が離婚(事実上の離婚を含む)又は行方不明(引続き1年以上)により生別した児童 (3) 両親又は片親が廃疾した児童 上記遺児世帯のうち父子世帯
群馬 (51)	父子世帯の父……配偶者のない人で現に20歳未満の児童を抱えている世帯の父 ここでいう配偶者のない人とは 死別、離婚、配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている人、及び、生死不明、遺棄、未婚の父等を含む
福井 (51)	この調査における遺児世帯とは、父または母および父母ともに欠損している世帯、または、欠損同様の状態にある世帯で、20歳未満の子どもが残されている世帯で、次の各号の1に該当するものをいう。 (1) 父が死亡した世帯 (2) 母が死亡した世帯 (3) 父母ともに死亡した世帯 (4) 父または母および父母ともに所在が不明であるため、その扶養を受けることができなくなり、1年以上経過した世帯 (5) 父または母および父母ともに心身の障害により過去1年以上労働不能の状態にある世帯 (6) 父または母および父母から遺棄され、その扶養が行なわれなくなってから1年以上放置されている世帯 (7) 父または母および父母ともに1年以上拘禁されており、その状態が今後もさらに1年以上継続すると認められる世帯 上記世帯のうち父子世帯
長野 (51)	父子家庭のうち18歳未満の児童を養育しているもの

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表3 つづき

調査地域 (実施年)	父 子 家 庭 (世 帯) の 定 義
鳥 取 (51)	父子家庭とは、20歳未満の児童と父親が居ること（同居・別居は問わない）を必要条件とし、調査時点に、同一生計内に母親がいない家庭とする。ただし、母親が同一生計内にいても6ヶ月以上入院療養をしている場合には、父子家庭とみなすものとする。
茨 城 (52)	(1) 父子世帯とは、配偶者のいない男子とその扶養すべき18歳未満の子で構成されている家庭（他の同居者があるものも含む） (2) 配偶者のない男子とは、 ① 配偶者と死別した男子であって現に婚姻していないもの ② 離婚した男子であって現に婚姻していないもの ③ 配偶者の生死が明かでない男子（1年以上） ④ 配偶者から遺棄されている男子（1年以上） ⑤ 配偶者が精神又は、身体の障害により長期にわたって労働能力を失っているもの（1年以上） ⑥ 婚姻によらないで父となったもの ⑦ 配偶者が長期にわたって拘禁されている男子（1年以上）
新 潟 (52)	父子世帯とは、現に児童を扶養していて、次のいずれかに該当する配偶者のない男子と児童からなる世帯（その世帯にその男子の配偶者及び児童の母（5）の配偶者を除く）以外の者がいる世帯を含む）をいう。 なお、配偶者とは婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。 (1) 配偶者と死別した男子であって現に婚姻をしていない男子 (2) 離婚をした男子であって現に婚姻をしていない男子 (3) 配偶者の生死が明らかでない男子 (4) 配偶者に遺棄されている男子 (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている男子 準父子世帯……上の「父子世帯」以外の世帯であって、現に児童を扶養している配偶者のない男子と20歳未満の児童が世帯員となる世帯で、かつ、その児童の中に当該男子の孫、弟、妹、甥又は姪が1人以上含まれている世帯をいう。 図 (1) 配偶者のない祖父が孫を扶養している (2) 配偶者のない兄が弟妹を扶養している (3) 配偶者のない伯(叔)父が甥、姪を扶養している
石 川 (52)	父子世帯とは、満20歳未満の子を扶養している次に掲げる男子の世帯とする。 (1) 妻と別れた（死亡・生死不明を含む）者で婚姻していない者 (2) 妻が精神又は身体の障害により1年以上にわたり労働能力を失っている者の夫 (3) 妻が法令により1年以上にわたって拘禁されている者の夫
奈 良 (52)	広島(50)に同じ
山 口 (52)	配偶者のいない父とその子（20歳未満で独身のもの）によって構成される世帯。 配偶者のいない状態（母のいない状態）は次のいずれかに該当する場合をいう。 (1) 死亡 (2) 離婚 (3) 生死不明（1年以上） (4) 遺棄（1年以上） (5) 心身の障害（廃疾） (6) 拘禁（1年以上） (7) 未婚の父

表3 つづき

調査地域 (実施年)	父 子 家 庭 (世 帯) の 定 義
長 崎 (52)	父子世帯とは、配偶者のない男子で現に20歳未満の子を監護している者を含む世帯をいう 「配偶者のない男子」とは、 (1) 配偶者と死別した男子で現に婚姻していない者 (2) 配偶者と離婚した男子で現に婚姻していない者 (3) 配偶者の生死が1年以上(船舶又は航空機の遭難によるものは3ヶ月以上)明らかでない男子 (4) 配偶者から1年以上遺棄されている男子 (5) 配偶者が精神又は身体の障害により、1年以上にわたって児童の養育及び家事の処理能力を失っているため日常生活に困窮している男子 (6) 配偶者が法令により1年以上拘禁されている男子 (7) 婚姻によらないで父となった男子であって現に子を扶養し、かつ現に婚姻をしていない者をいう。 この場合、「配偶者」及び「婚姻」とは、法律婚のみでなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者又は場合を含むものとする。 また同じく「子」とは、実子・養子及び同居・別居の区分を問わないものとし、また必ずしも扶養していることを要件とはしないものとする。 同じく「監護」とは、子の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる意志と事実が認められる状態をいい、親権の有無、同居・別居の別、子の生計費の負担の有無は直接には問わないものとする。 父子世帯には、親子のみで世帯を構成している場合のほか、それ以外の者(たとえば父の両親、兄弟姉妹、甥姪など)と生計を共にし、同一世帯を構成しているときを含む。 この調査における年齢の計算は、調査日現在における満年齢とする。
大 分 (52)	父子世帯とは、配偶者と死別若しくは生別(離婚、生死不明等を含む)し、又は配偶者が精神の障害あるいは法令による長期間の拘禁のため、その扶養する20歳未満の子が主として父親の養育をうけている世帯をいう。
宮 崎 (52)	次に掲げる男子が、満20歳未満の子を扶養し、生計の中心となって構成している世帯(両親等と同居している場合を含む)をいう。 (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む)と死別した男子であって、当該死別の日から1年以上を経過し、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む)をしていないもの………(死別) (2) 離婚した男子であって当該離婚をした日から1年以上を経過し現に婚姻していないもの………(離婚) (3) 配偶者が行方不明により1年以上生死が明らかでないもの………(生死不明) (4) 配偶者から引続き1年以上遺棄されている男子………(遺棄)
秋 田 (53)	母親のいない18歳未満の子どもと父親(または祖父等)で構成するいわゆる父子家庭
東 京 (53)	東京都に居住し配偶者のない者で現に20歳未満の子を扶養している者の世帯
静 岡 (53)	長野(51)に同じ
島 根 (53)	20歳未満の児童とその父及び祖父によって構成される世帯

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表3 つづき

調査地域 (実施年)	父 子 家 庭 (世 帯) の 定 義
徳 島 (53)	父子世帯とは、配偶者のいない父と、その扶養する子供（20歳未満、実子・養子・継子）で構成される世帯。 配偶者(母)のない状態は、次のいずれかに該当する場合をいいます。 (1) 死亡 (2) 離婚又は再婚 (3) 生死不明（1年以上） (4) 遺棄（1年以上） (5) 海外にあるため扶養を受けられない (6) 心身障害により働けない（1年以上） (7) 法令による拘禁（1年以上） (8) 未婚の父
愛 媛 (53)	現に配偶者のいない男子と子ども（原則として調査日現在満18歳未満の者）からなる世帯で、次のいずれかに該当するもの。 なお、配偶者とは、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含むものとする。 (1) 配偶者と死別した者 (2) 配偶者と離婚している者 (3) 配偶者の生死が明らかでない者 (4) 配偶者と別居（6カ月以上）している者 (5) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって事実上家庭生活を営むことができない者 (6) 婚姻によらないで父となった者
福 島 (54)	配偶者のいない父と現にその扶養を受けている20歳未満の子がいる世帯
神 奈 川 (54)	「父子世帯」とは、現に児童（満20歳未満の者をいう）を扶養していて、次のいずれかに該当する配偶者のいない男子と児童及びその他の世帯員からなる世帯をいう。 なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。 (1) 配偶者と死別した男子であって現に婚姻していないもの (2) 離婚した男子であって現に婚姻していないもの (3) 配偶者の生死が明らかでない男子 (4) 配偶者から遺棄されている男子 (5) 長期にわたって、精神または身体の障害により労働能力を失っているかあるいは、法令により拘束されている配偶者をもつ男子 (6) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻していないもの
和 歌 山 (55)	「父子家庭」とは、現に児童（18歳未満の者をいう）を扶養していて、次のいずれかに該当する配偶者のいない男子（父または父に代わる者をいう）と児童からなる家庭をいう。 なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。 (1) 配偶者と死別し、現に婚姻をしていない者 (2) 配偶者と離婚し、現に婚姻をしていない者 (3) 配偶者が次の状態にある者 ① 生死が明らかでない ② 家出または別居している ③ 海外にいる ④ 法令により拘禁されている ⑤ 精神または身体の障害により長期にわたって家事労働力を失っている

表3 つづき

調査地域 (実施年)	父 子 家 庭 (世 帯) の 定 義
広島 (55)	「父子家庭」とは、次のいずれかに該当する男子とその子（20歳未満の児童をいう）からなる家庭（その家庭にその男子の配偶者以外の者がいる家庭を含む）をいう。 なお、配偶者とは婚姻をしていないが事実上婚姻関係と同様の関係にあるものを含むものとする。 (1) 配偶者と死別し、現に婚姻していない男子 (2) 配偶者と離別し、現に婚姻していない男子 (3) 配偶者の生死が6カ月以上明らかでない男子 (4) 配偶者が家出または別居し、6カ月以上生計を異にしている男子 (5) 配偶者が精神又は身体の障害により6カ月以上労働能力を失っている男子 (6) 配偶者が法令により、6カ月以上拘禁されている男子 (7) 婚姻によらないで父となり、現に婚姻していない男子
高知 (55)	現に児童（満18歳未満の者）を扶養していて、次のいずれかに該当する配偶者のない男子と児童及びその他の世帯員からなる世帯。 (1) 配偶者と死別した男子であって現に婚姻していないもの (2) 離婚した男子であって現に婚姻していないもの (3) 配偶者の生死が明らかでない男子 (4) 配偶者から遺棄されている男子 (5) 長期にわたって精神または身体の障害により労働能力を失っているかあるいは法令により拘束されている配偶者をもつ男子 (6) 婚姻によらないで父となった男子であって現に婚姻していないもの
大分 (55)	大分(52)に同じ
大阪 (56)	広島(55)に同じ

表4 調査対象の要素別比較

	京 都 (42)	山 形 (48)	神 奈 川 (49)	佐 賀 (49)	兵 庫 (50)	広 島 (50)	香 川 (50)	佐 賀 (50)	福 島 (51)	栃 木 (51)	群 馬 野 井 (51)	長 野 (51)	鳥 取 (51)	茨 城 (52)	新 潟 (52)	石 川 (52)	奈 良 (52)
① 子どもの年令<20歳未満○ 18歳未満×	×	○		○	○	○	×	○		×	○	○	×	○	×	○	○
② 父と子の別居<認める○ 認めない×	○	×	×	×	×	×	○	×	×	×		×	○	×	×	×	×
③ 父と子以外に親族等の同居<認める○ 認めない×	○	×	×	○	×	○	○	○	×	○		○	○	○	○	○	○
④ 父の配偶者の同居<認める○ 認めない×	○	○	×	○	○	○	×	○		○	○	○	○	○	○	○	○

	山 口 (52)	長 崎 (52)	大 分 (52)	宮 崎 (52)	秋 田 (53)	東 京 (53)	静 岡 (53)	島 根 (53)	徳 島 (53)	愛 媛 (53)	福 島 (54)	神 奈 川 (54)	和 歌 山 (55)	広 島 (55)	高 知 (55)	大 分 (55)	大 阪 (56)
① 子どもの年令<20歳未満○ 18歳未満×	○	○	○	○	×	○	×	○	○	×	○	○	×	○	×	○	○
② 父と子の別居<認める○ 認めない×	×	○	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
③ 父と子以外に親族等の同居<認める○ 認めない×	×	○	○	○	×	○		○	×	×	○	○	×	○	○	○	○
④ 父の配偶者の同居<認める○ 認めない×	○	○	○					×	○	○		○	○	○	○	○	○

* 空欄は定義の不備を示す

福祉施設に子どもが入所しているばあい、親せきなどに一時的に子どもをあずけているばあいなど)

③ 父と子以外に親族等(父の両親、兄弟姉妹など)の同居を認めるか、否か

④ 父の配偶者の同居(廃疾状態にあるばあいなど、長期療養中を含む)を認めるか、否か

また、各々の定義の記述から、これらほど相違を確定できにくいものとして、たとえばつぎの諸点をあげることができる。

⑤ 事実婚主義をとるか、法律婚主義をとるか

⑥ 配偶者のいない状態を定義しているばあい、その条件の数やその内容(たとえば、生死不明、遺棄、心身障害、拘禁等の状態に一定以上の期間を明示しているか、否か、また明示しているばあいに、その期間の長短)

⑦ 父について実父以外に養継父を含むか、否か

⑧ 父について実父、養継父以外に祖父、伯叔父、兄等父に代わるものを含むか、否か

⑨ 子について実子以外に養継子を含むか、否か

⑩ 子について独身を要件とするか、否か

⑪ 父の子に対する扶養の事実を要件とするか、否か

表3のように、幾通りもの定義が成立するのは、これらの相違のさまざまな組合せの結果と考えられるが、相互の違いを整序して表現することはなかなか困難であり、30通りの定義を熟読し、その微妙なニュアンスを読みとるほかはないようにも思われる。その理由のひとつには表現の不備という問題もある。たとえば、53年東京都調査における父子世帯の定義は「東京都に居住し配偶者のない者で現に20歳未満の子を扶養している者の世帯」と記述されているが、岡本多喜子はこれを明確な定義でないとして、報告書の分析方法等から、改めて、つぎのように表現しおしている。「20歳未満の子供がおり、その子供は父と同居しており、父には配偶者がいない世帯で、父と子の二世帯以外にも祖父母と同居している三世帯、その他の世帯も含まれる」¹⁾。したがってこのように、各々の定義を各調査の分析内容と照合し、同一の方法で表現の不備を補ってあげれば、差違をより正確に認識することがあるいは可能となってこよう(しかし一方、各調査における分析方法の相違を考慮すれば、当然ここにも限界が存在することを認めないわけにはいかない)。しかし、この課題は別の機会に論じることとし、ここでは、現に定義において表現されていることがらを解釈することによって、先に「比較的明確な相違を示す諸点」としてあげた、①子どもの年令～④父の配偶者の同居について、相違を確認し、いささかなりとも感覚的読解の域を脱し

たい。

表4は、その成果である。各欄は○か×かを記入することになっており(空欄は各調査の定義の不備を示している)、○の数が多いほど調査対象者の枠が広がることを表わしている。したがって、51年鳥取調査と52年長崎調査は最も対象を広くとっており、両者の定義においては、「子どもの年令は調査日現在で満20歳未満であり、父と子の同居、別居の別は問わず、父と子以外に親族等が同居するばあいや父の配偶者が廃疾等の状態で同居しているばあいも該当世帯と認めている」ことが確認されるのである。調査結果の比較検討に際しては、この○の数の差異とその質的な意味を認識しておくことが、より多面的な解釈を導き出す基になると思われる。その故に、○の意味を父子家庭の数として、量的な枠組で正確に把握できないのは残念である。(⑤事実婚主義か法律婚主義か～⑩父の子に対する扶養の義務を要件とするか、否か、についても、もちろん同様の吟味を必要とするが、小論ではこの課題を取り扱わない。)

III 分析

本章では、各調査におおむね共通の主要な事項について、分析する。ただし、前章にふれた各調査間の相違を考慮して、未確定の意味付与は極力避け、データを紹介するにとどめる。

1. 父子世帯数および出現率

表5は、各調査報告書の記述にしたがって、父子世帯数および出現率を掲げたものであり、全世帯数および調査時点は参考事項として記載した(空欄は記述の不備を示している)。

最も高い出現率を示しているのは、55年高知調査で0.62、最も低いのは53年島根調査で0.17である。市部、郡部別に表示がでている6県についてみると、すべての地域において郡部の出現率が市部を上まわっている。

参考のために、表6に国勢調査のデータを掲げる。国勢調査では父子世帯を定義していないので、核家族世帯のうち「男親と子供からなる世帯」、さらにそのうち「18歳未満の親族のいる世帯」をとりだして「父子世帯」とする。昭和45年→50年→55年における市部、郡部を包括した全国レベルの出現率の変化は、0.39→0.32→0.35であり、市部0.39→0.33→0.36、郡部0.40→0.31→0.30であって、とりわけ50→55年の変化について、市部、郡部に対照的な差がみられる(市部増加、郡部減少)²⁾。

2. 主要項目別各地域別状況

表 5 父子世帯数および出現率

	全世帯数	父子世帯数	出現率(%)			調査時点
			全体	市部	郡部	
秋田		791				53. 8. 1
山形		802				48. 8.20
福島	(507,696)	1,604 (1,955)	(0.38)	(0.35)	(0.43)	54. 11. 1 (51. 6. 1)
茨城	614,208	2,269	0.37	0.29	0.46	52. 9. 1
栃木		1,472	(0.41)			51. 8. 1
群馬		1,245				51. 11. 1
東京		11,800(推計)	0.29	区部0.30		53. 7.20
神奈川		3,462 (1,851)	0.4 (0.18)			54. 6. 1 (49. 8. 1)
新潟		1,273	0.20	0.16	0.29	52. 8. 1
石川	299,155	919	0.3	0.3	0.4	52. 6. 1
福井	198,800	543	0.27	0.22	0.39	51. 5. 1
長野		1,041	0.2			51. 12.20
静岡		2,672	0.28			53. 8. 1
京都		898	0.47			42. 11. 1
大阪	1,857,490	6,680(推計)	0.45(⁵⁰ / _国)	0.33		56. 9.20
兵庫	1,005,739	3,765	0.4			50. 8. 1
奈良		335				52. 3. 1
和歌山	329,527	1,500(推計)	0.45			55. 8. 1
鳥取	156,826(⁵⁰ / _国)	502	0.32			51. 10. 1
島根	212,438(⁵⁰ / _国)	354	0.17			53. 8. 1
広島		2,375 (1,941)	0.42			55. 7. 1 (50. 7. 1)
山口	476,318(⁵² / _{6.1})	1,652	0.34	0.31	0.47	52. 6. 1
徳島	223,393(⁵⁰ / _国)	928	0.42			53. 7. 1
香川		594	0.23			50. 12. 1
愛媛		1,426(⁵⁰ / _国)				53. 7. 10
高知	271,488	1,673	0.62			55. 8. 1
佐賀	(210,135)	545 (558)	(0.25)			50. 10. 1(追跡) (49. 8. 1)
長崎	445,671	1,797	0.4			52. 10. 1
大分	378,737 (349,936)	895 (695)	0.24 (0.20)			55. 8. 1 (52. 8. 1)
宮崎	328,795	1,071 (946)	0.33			52. 7. 1
鹿児島	550,502	1,901	0.35			50.

注 1. (⁵⁰/_国)は昭和50年国勢調査データの意味

2. 新潟のデータは「準父子世帯」(表3「定義」参照)を含んでいない
3. 奈良のデータは「調査に応じたもの」を父子世帯数としてある
4. 香川のデータは「回答数」を父子世帯数としてある

川西：父子家庭のニーズの動向に関する研究

表 6 国勢調査による父子世帯数および出現率

	1970 年 (昭45)		1975 年 (昭50)		1980 年 (昭55)	
	全世帯数	男親と18歳未満の子供からなる世帯(父子世帯)	全世帯数	男親と18歳未満の子供からなる世帯(父子世帯)	全世帯数	男親と18歳未満の子供からなる世帯(父子世帯)
全国	26,856,356 (100.00%) 100.00%	104,528 (100.00%) 0.39	31,270,506 (100.00%) 100.00%	101,141 (100.00%) 0.32	34,105,958 (100.00%) 100.00%	118,131 (100.00%) 0.35
市部	20,019,203 (74.54) 100.00%	77,376 (74.02) 0.39	24,494,121 (78.32) 100.00%	80,252 (79.35) 0.33	26,842,650 (78.70) 100.00%	96,522 (81.71) 0.36
郡部	6,837,153 (25.46) 100.00%	27,152 (25.98) 0.40	6,776,385 (21.67) 100.00%	20,889 (20.65) 0.31	7,263,308 (21.30) 100.00%	21,609 (18.29) 0.30

資料：国勢調査

引用文献：岡本多喜子「父子世帯と父子福祉」

つぎに、各調査におおむね共通の主要な質問項目を以下のごとく設定し、その各々の事項について、各調査において最も回答数の多いカテゴリーを、白地図上に図示する(図2～12、図1に表示された調査地域が空白であるばあいは、当該事項について非該当であることを示す。2度調査が実施された地域は、実施年の古い方を「とび地」のように図示した)。

- ① 父子家庭となってからの期間
- ② 父子家庭となった原因
- ③ 世帯主の年令
- ④ 世帯主の職業
- ⑤ 世帯の月収
- ⑥ 住居の状況
- ⑦ 家事を中心的に担う者
- ⑧ 子どもの状況
- ⑨ 就学前児童の保育状況
- ⑩ 父が困っている問題
- ⑪ 父の相談相手

以上の各々の事項について、回答を分類するため共通のカテゴリーを用意したが、各調査における独自のカテゴリー分類の性格上どうしても筆者のカテゴリーにおさまらないばあいは、そのままそのカテゴリーを使用した(カテゴリーは凡例として図の右に掲げてある)。

1) 父子家庭となってからの期間(図2)

父子家庭となってからの期間は、「1～5年未満」が第1位である地域は19あり、どの地域でも、半数近くの人々が父子家庭になってこれだけの時間を経過していた。京都(42)は「2～6年」、福井(51)は「3～7年」、島根(53)は「5年以上」が最も多かった。

2) 父子家庭となった原因(図3)

父子家庭となった原因のうち「死別(のうち病死)」に

よるものが最も多い地域は、京都(42)、山形(48)、神奈川(49)、兵庫(50)、広島(50)、鹿児島(50)、福岡(51)、栃木(51)、群馬(51)、長野(51)、鳥取(51)、茨城(52)、新潟(52)、奈良(52)、長崎(52)、大分(52)、徳島(53)であり、比較的古い調査に限られているが、新しい調査のばあいは「生別(のうち離婚)」が多い。2度調査を実施している地域は、2回目調査までの間に、「原因」の第1位がすべて「死別」から「生別」に変化している。

3) 世帯主の年令(図4)

世帯主の年令の第1位は、「40～49歳」が最も多い。(大半の調査で約半数)。京都(42)は「50歳以上」の世帯が最も多かった。

4) 世帯主の職業(図5)

世帯主の職業のうち「農漁業」を第1位とする地域は、京都(42)、山形(48)、佐賀(49)、鹿児島(50)、大分(52)の5県であり、比較的古い調査に限られている。その他の調査では「常雇の勤労者」が最も多い。

5) 世帯の月収(図6)

世帯の月収が「20万円以上」のものが最も多い地域は東京(53)である。「15～20万円未満」が第1位のものは神奈川(54)、広島(55)である。「10～15万円未満」は山形(48)、茨城(52)、奈良(52)、和歌山(55)で、「5～10万円未満」は長野(51)、新潟(52)、福井(51)、佐賀(51)で最も多かった。算出の根拠を各々吟味する必要はあるが、大都市周辺の新しい調査(56年大阪調査は「19万円以上」が最も多い)において月収額が高くなっている。

6) 住居の状況(図7)

住居は、東京(53)、神奈川(49)で「借家」が多いけれども、他地域では「持家」所有者が多い(しかし、54年神奈川調査では「持家」が1位となっている)。

7) 家事を中心的に担う者(図8)

「父」が家事を中心に担う地域が最も多い(12調査)。「祖父母、親せき」が中心者であるとするものも3件みられる。対象者の定義で親族等の同居を認めるか、否かが本項の結果を大きく左右する。

8) 子どもの状況(図9)

ほとんどの地域において、子どもの大半は「小・中学生」である。しかし、「中高生」が最も多い大阪(56)や、「高校生」以上の多い京都(42)、島根(53)のデータもある。

9) 就学前児童の保育状況(図10)

就学前児童の保育は、「保育園」に最も多くあずける地域と、「幼稚園、祖父母、親せき、近所の人」に最も多くあずける地域とが、約半々に分れているが、全国どの

地方にもこの両者は混在している。佐賀、大分では「保育園又は幼稚園」にあずけるものが最も多い。

10) 父が困っている問題(図11)

父が困っている問題として「家事」を最も多くあげた調査は11、「結婚」3「児童の教育、進学、就職」3、「児童の保育」3、「児童の教育……」と「保育」の双方2、「生計(経済)」2、「病氣看護」2となっており、「特にない」が最も多かった調査も3あった。

11) 父の相談相手(図12)

父の相談相手としては、「親・兄弟姉妹・親せき」をあげるものが、全地域的にみて圧倒的に多い。広島(50)の「学校の先生」は唯一の例外である。佐賀(50)では相談相手は「特にない」と答えたものが最も多かった。

図2 父子家庭の期間

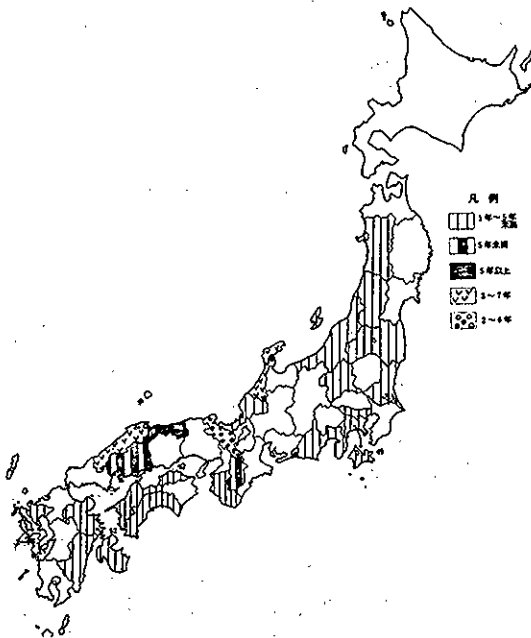


図3 父子家庭となった原因

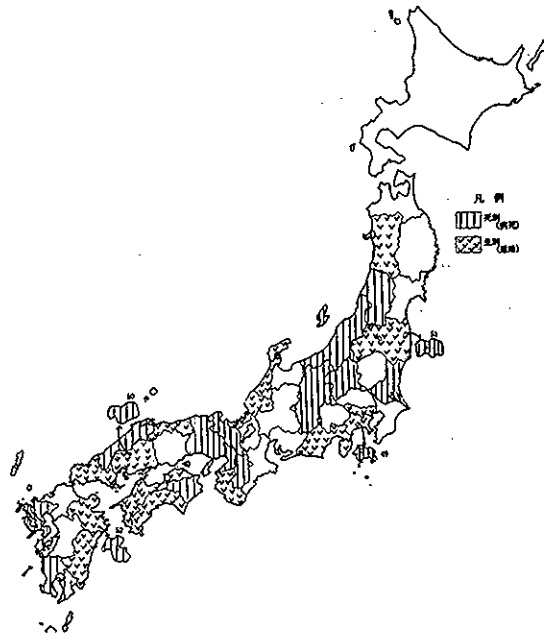


図4 世帯主の年齢

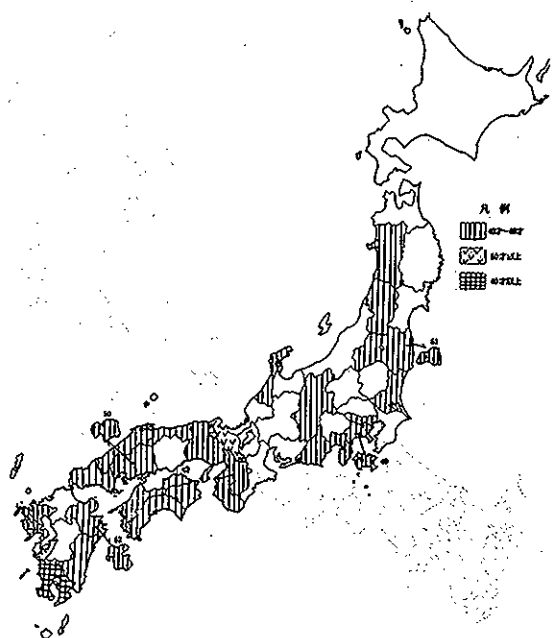


図6 世帯の月収

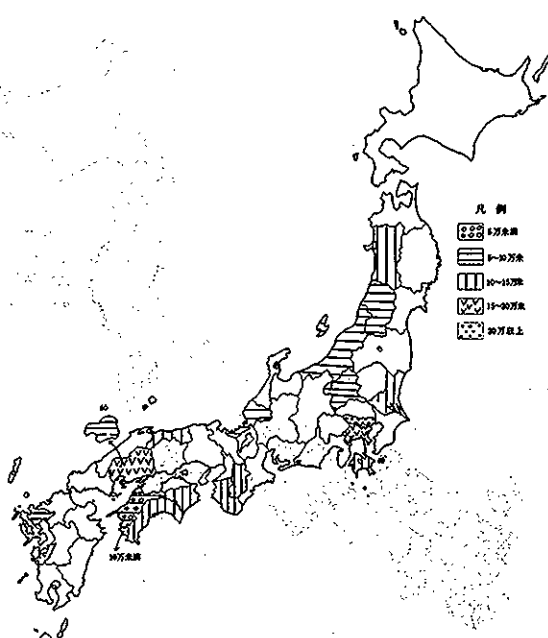


図5 世帯主の職業

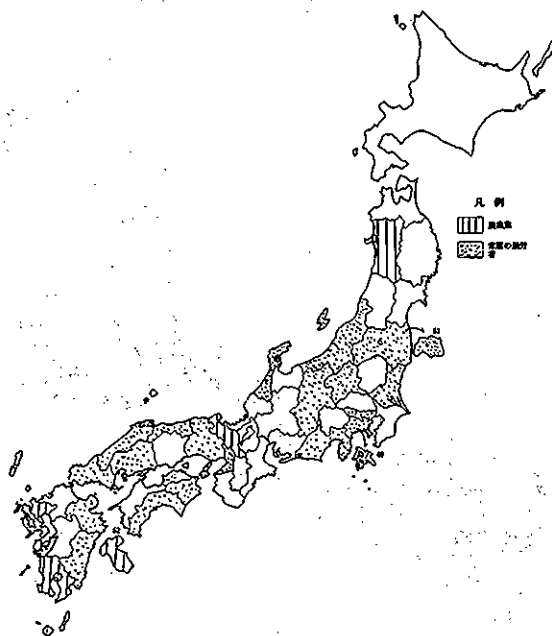


図7 住居の状況

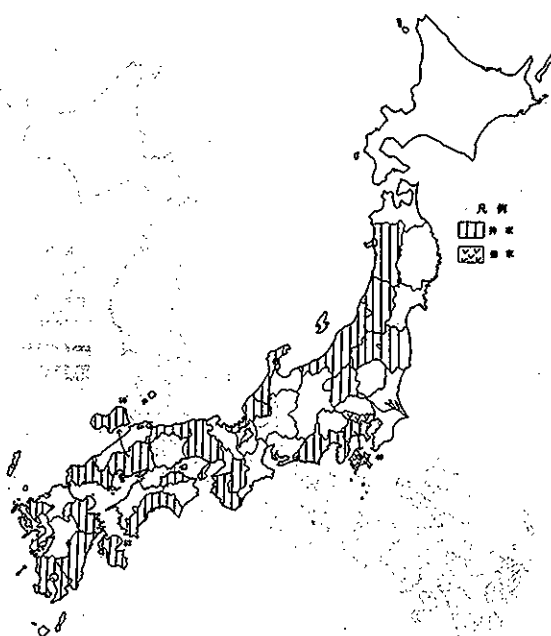


図8 家事の中心者

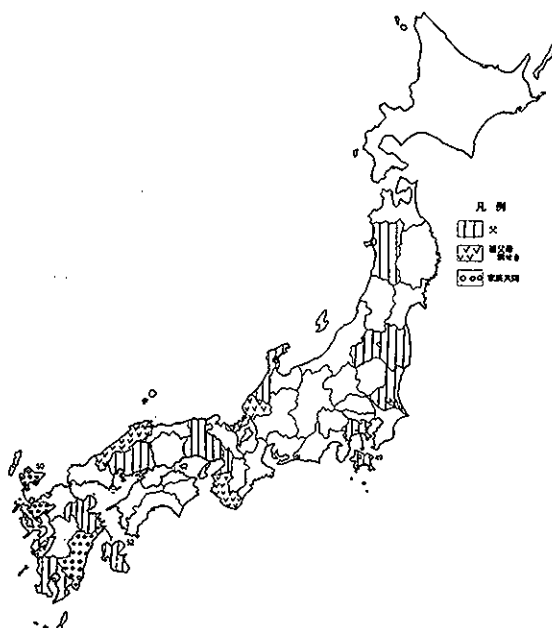


図10 就業前児童の保育状況

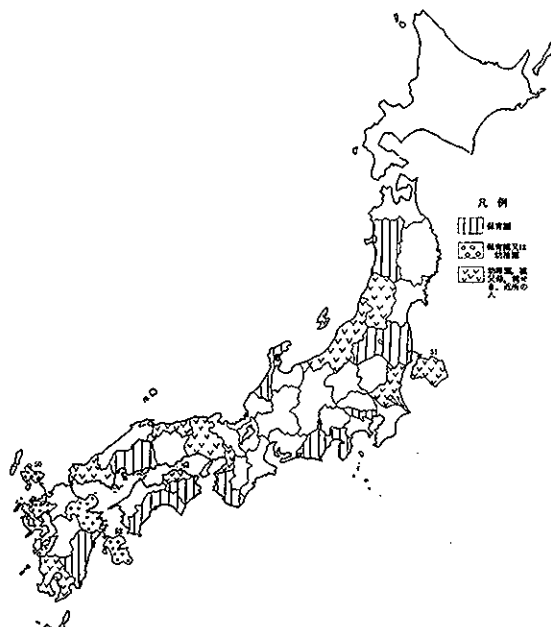


図9 子どもの状況

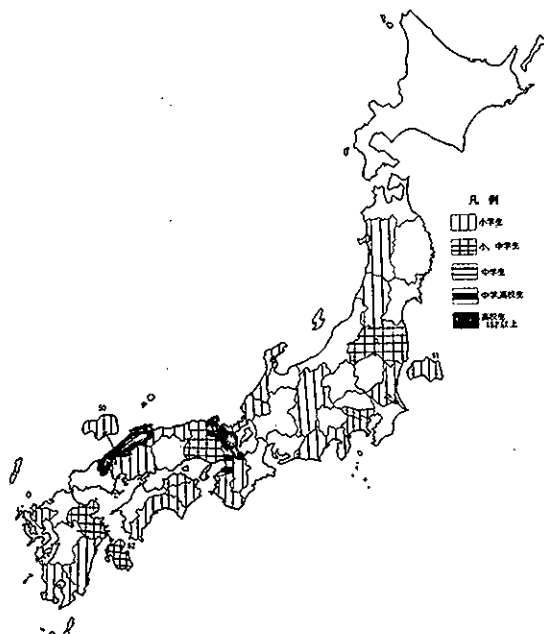


図11 父が困っている問題

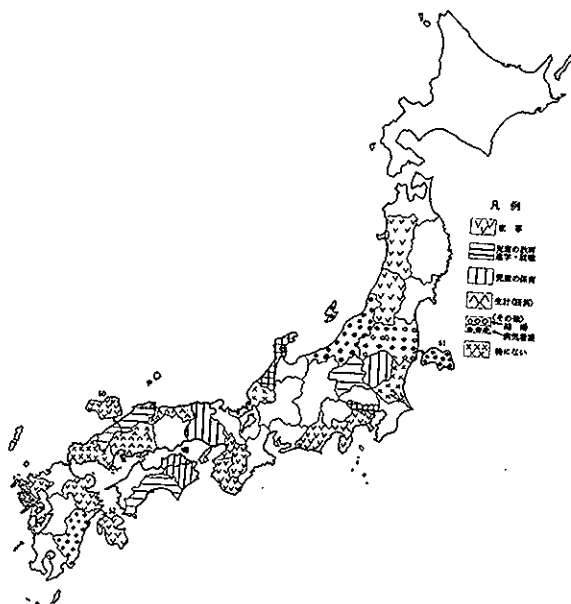
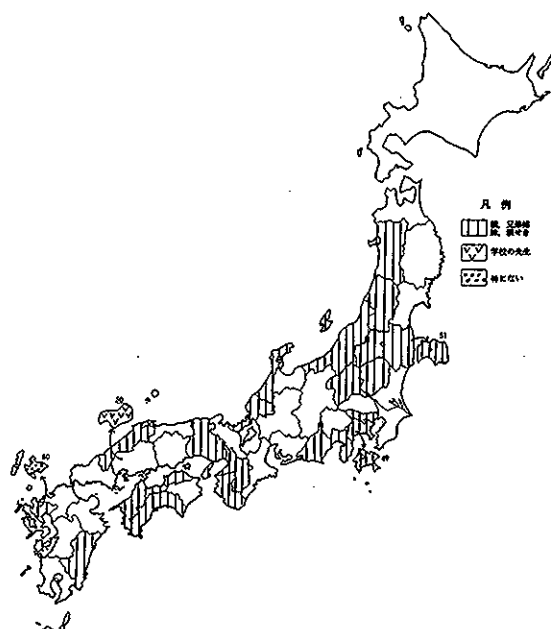


図12 父の相談相手



IV 残された課題

小論では、分析の前提として、分析対象の各調査間の相違についてふれ、逆に分析においては、類似する（前章までに「おおむね共通の」と表現した）調査事項をとりだし、その事項につき、共通のカテゴリーに従って、最多の回答データのみ図示した。種々の調査報告の分析において、このように相違と類似を対照させる試みは、いささかなりとも意味を主張するものであると思う。しかし、残された課題は多くある。

まず、小論においてきわだたせた相違と類似（すなわち、小論にいう「分析の前提」と「分析」を、より強い因果関係で結びつけることが必要である。そのためには先にも述べたように、さしあたってつぎの作業をすすめ、さらに正確にして綿密な分析を加えなければならない。

- ① 各々の調査対象の定義を、各調査の分析内容と照合し、同一の方法で定義しなおすことによって、比較分析をたやすくする
- ② 各々の調査票の構成における相違と類似を分析す

る

- ③ 調査結果の分析をより精緻なものとし、回答順位は1位のみでなく、3位もしくはそれ以上まで含むものとする

つぎに、小論では、種々の調査報告の比較のためには、まず各々の調査に即した理解をもつ必要があることが、十分に認識されていなかった。この課題を達成するためには、たとえば各調査について一枚ずつ「要約書」を作成すること等の作業を開始しなければならないだろう（現在この作業をすすめてつある）。

さらには、調査報告の収集をすすめ、資料範囲を拡大してゆかなければならない。1983年1月に、小論で扱った資料に加えて、25の調査報告を収集したので、これらと今回の36報告と合わせて計61の資料を分析することが、つぎの課題となる。

おわりに、小論の主題中「ニーズの動向に関する」という部分については、第2報の課題となることをおこわりする。今後資料の範囲をひろげ、前述の課題に取り組む際に、各調査における調査項目の中から「行政に対する要望事項」をとりだして整理し、厚生省児童家庭局企画課で作成した「地方自治体における父子家庭対策の概要資料」と照合する予定であり、これを第2報におさめる計画である。

（注）

- 1) 岡本多喜子「父子世帯と父子福祉」社会福祉法人真生会社会福祉研究所『母子福祉・父子福祉の研究』1983.3, p.72
母子世帯の分野では、全国調査における対象者定義の変化の問題を詳細に検討している、つぎの論稿がある。副田義也「母子世帯の出現と構成」社会福祉法人真生会社会福祉研究所『母子福祉・父子福祉の研究』1983.3, p.1~30
- 2) この点については、岡本多喜子、前掲論文、p.76にしい。

* * *

最後に、小論における白地図利用は、吉田恭爾先生の御教示によること、また、白地図への作図作業ならびに父子世帯数および出現率を示した表5の作表は、川西淳子姉の労によることをしるし、おふたりに感謝申上げる次第である。